

別表第 1 (第 2 条関係)

1 ばい煙に係る特定施設

施 設	規 模 等
ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び大気汚染防止法施行令 (昭和 4 3 年政令第 3 2 9 号) 第 2 条別表第 1 の 1 の項に規定するボイラーを除く。)	大気汚染防止法施行規則 (昭和 4 6 年厚生省・通商産業省令第 1 号) 第 2 条で定めるところにより算定した伝熱面積が 3 平方メートル以上であって 1 事業所内における個々の合計が 8 平方メートル以上であること。 (1 事業所内の合計を算定するときは、大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するボイラーについても加算するものとする。)

2 粉じんに係る特定施設 (実験の用に供するものを除く。)

項	施 設	規 模
1	常温混合用アスファルトプラント	混練機の混練重量が 2 0 0 キログラム以上のもの
2	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0 . 4 5 立方メートル以上のもの
3	セメントサイロ	袋詰作業を行うものであって、収容能力が 5 0 0 トン以上のもの
4	土石ふるい	原動機の定格出力が 1 . 5 キロワット以上 1 5 キロワット未満のもの
5	研磨機	動力を使用して金属の表面処理を行うもので、屋内及び屋外の作業場面積の合計が 1 0 0 平方メートル以上の施設に設置されているもの
6	サンドブラスト	屋内及び屋外の作業場面積の合計が 1 0 0 平方メートル以上の施設に設置されているもの
7	穀物用製粉機	原動機の定格出力が 7 . 5 キロワット以上のもの
8	帯のこ盤	製材又は加工用のものであって原動機の定格出力が 1 5 キロワット以上のもの

9	丸のこ盤	製材又は加工用のものであって原動機の定格出力が15キロワット以上のもの
10	鉞物(コークスを含む。)又は土石のたい積場	面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
11	動力打綿機(混打綿機を含む。)及び製綿施設	すべてのもの
12	木材チップ又は木粉のたい積場	面積が300平方メートル以上のもの
13	チップパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
14	碎木機	すべてのもの
15	炭素製品の製造の用に供する粉碎施設及び素灰製造施設	すべてのもの

3 汚水に係る特定施設(すべての排水を公共下水道に接続するものを除く。)

項	施設	規模等
1	ガソリンスタンド	水質汚濁防止法に規定する自動式車両洗浄施設を有するものを除く。
2	自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上300平方メートル未満のもの
3	機械修理工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上のもの
4	石材加工場	動力切断機又は動力研摩機を有するもの

4 騒音に係る特定施設(騒音規制法第3条第1項に規定する指定地域に設置されるもの(同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。))に限る。)

項	施設	規模等
1	金属加工用切断機	動力を使用する高速切断機で屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上の施設に設置されているもの

2	金属加工用研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上の施設に設置されているもの
3	のこ目立機	動力を用いるもの
4	圧縮機（空気圧縮機を除く。）	原動機の定格出力が5.5キロワット以上のもの
5	送風機（機器に内蔵されるものを除く。）	原動機の定格出力が2.2キロワット以上7.5キロワット未満のもの
6	走行クレーン	原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のもの
7	動力打綿機（混綿綿機を含む。）	すべてのもの
8	製綿施設	すべてのもの
9	石材加工用切断機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上の施設に設置されるもの
10	石材加工用研磨機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上の施設に設置されるもの
11	コンクリートブロックマシン	原動機を用いるもの
12	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上15キロワット未満、木工用のものにあつては0.75キロワット以上2.25キロワット未満のもの
13	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上15キロワット未満、木工用のものにあつては0.75キロワット以上2.25キロワット未満のもの
14	かんな盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満のもの
15	重油燃焼バーナー	送油ポンプの原動機の定格出力が0.4キロワット以上のもの又は送風機の原動機の定格出力が0.4キロワット以上のもの

16	金属製品の加工、更生又は製造 作業場（自動車板金を含む。）	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方 メートル以上のもの
17	木材切込作業場	同一場所で継続して6月以上作業を行うもの

5 振動に係る特定施設（振動規制法第3条第1項に規定する指定地域に設置されるもの（同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。）に限る。）

項	施 設	規 模 等
1	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット未満のもの
2	遠心分離機	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの
3	圧縮機（空気圧縮機を除く。）	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの